

安中市新庁舎議場システム構築委託事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

安中市新庁舎における議場に、音響設備や映像設備をはじめとする会議システム（以下「システム」という。）を導入することで、議会運営の効率性を確保し、また、市民に分かりやすく開かれた議会を実現するため、公募型プロポーザルにより優先交渉権者の選定を行うものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 安中市新庁舎議場システム構築委託事業
- (2) 事業内容 別紙「安中市新庁舎議場システム構築委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 事業場所 安中市安中2丁目2926番1 安中市役所新庁舎
- (4) 契約の方法

選定された優先交渉権者と安中市は、本事業に関する委託契約を締結するものとする。なお、本委託事業完了時に安中市が選定するリース会社との3者契約により調達代金を支払うものとする。

ついては、安中市が選定するリース会社が決定しなかった場合は、本選定手続きを無効とする。

(5) 履行期間

システム構築委託事業期間は、契約日から令和7年11月30日まで。

ただし、本委託事業は新庁舎建設事業と連動して行うものであり、当該建設工事の進捗等の影響により履行期間の調整が発生する可能性がある。

- (6) 提案限度額 81,340千円（保守費用は含まない。消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

（本限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、この限度額を超えた提案は無効とする。）

3 参加資格

参加申し込み時点で、次に掲げる条件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 令和6・7年度安中市入札参加有資格者名簿（「物品・役務」の電気・通信機器）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 安中市入札参加者指名停止措置要領（平成19年安中市訓令第7号）に基づ

- く指名停止又は安中市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年安中市告示第46号）に基づく指名停止若しくは指名取消しを受けていないこと。また、国又は地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者に該当しないこと。
- (5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (6) 国税及び安中市税のいずれも滞納していないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行することができる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 過去5年間に国、県及び他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を行い、誠実に履行した実績があること。
- (9) 本事業に関係する機器及びシステム等の技術的内容を熟知し、市と円滑に協議が可能な知識及び能力を有する技術者を配置できること。
- (10) システム障害等があった場合、迅速に対応できるサポート体制が整えられること。
- (11) 本社、支店又は営業所等が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県及び新潟県に所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (12) 提出された全ての書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始	令和6年7月5日(金)
質問書の受付	令和6年7月8日(月)から 令和6年7月11日(木)午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年7月18日(木)
参加申込書等の受付期間	令和6年7月5日(金)から 令和6年8月2日(金)午後5時まで
企画提案プレゼンテーション日時の通知	令和6年8月7日(水) ※電子メール
企画提案プレゼンテーションの実施	令和6年8月19日(月)から28日(水) で調整して実施予定
審査結果の通知発送	令和6年9月6日(金) 予定

5 質問書の受付及び回答

(1) 提出できる者

参加申込書を提出している者又は参加申込書を提出する予定の者

(2) 提出期間

令和6年7月8日（月）から令和6年7月11日（木）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

担当窓口へ質問書【様式第1号】を電子メールにより提出すること。なお、質問がない場合の提出は不要とする。

※ 質問書は、提出期間中であれば追加で提出することも可能とする。

※ 電話等、口頭による個別の質問・回答はできない。また、電子メールの着信の確認については、送信者が電話により行うこと。（安中市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。）

(4) 回答方法

令和6年7月18日（木）までに、参加申込書を提出している者及び質問書を提出している者へ電子メールにて回答するとともに、安中市ホームページにて公表する。ただし、場合によっては質問者のみに回答となることがある。また、回答内容は、本要領の追加・修正として取り扱う。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和6年7月5日（金）から令和6年8月2日（金）午後5時まで

※ 受付時間は、土日祝日を除く8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

①参加申込書【様式第2号】

②企画提案書《様式は任意とする。ただし、表紙は【様式第3号】とする。》

◎留意事項

ア 企画提案書は、1部ずつファイルに綴じ、100ページ以内とすること。

イ 使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。

ウ A4版、若しくはA3版折り込みとし、書式、縦横は自由とする。

エ 日本語で作成し、ページ番号を付すること。

オ カラー刷り、写真、絵、図、表等の挿入は、可能とする。

カ 企業名等、業者を特定できる記載をしないこと。

キ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは、不可とする。

③会社概要書【様式第4号】

④業務実績表【様式第5号】

⑤要求仕様確認書【様式第6号】

⑥見積書（構築費用及び5年間の保守費用）《様式は任意とする》

(3) 提出部数

参加申込書及び会社概要書については、1部とする。

企画提案書、業務実績表、要求仕様確認書及び見積書は、正本1部、副本8部とする。なお、企画提案書（表紙）、業務実績表、要求仕様確認書の副本には、「商号又は名称」を記載しない。見積書の副本には、事業者名などを特定させる記載は伏せること。

(4) 提出先及び提出方法

担当窓口へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、提出期間内までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、提出期間最終日の受付時間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日程

令和6年8月19日（月）から令和6年8月28日（水）の間で調整

※ 参加者に対して、決定次第電子メールにて通知する。

(2) 実施場所

安中市役所本庁舎内会議室（予定）

(3) 実施方法

参加者によるプレゼンテーション（20分以内）及び審査員（市関係部署の職員）によるヒアリング（20分以内）

なお、実施の順番については、参加申込書の受付順とする。

(4) 参加者側出席者

本事業に従事する者5名以内とし、事業責任者及び主任担当者を必須とする。

(5) 注意事項

① 参加者が提出した企画提案書等を基に日本語でプレゼンテーション（パワーポイント等の利用による説明は可）を行い、当日の追加資料配布等による説明は不可とする。

② 企業名等、業者を特定できる内容（挨拶、業者名やロゴの表示等）のプレゼンテーションは行わないこと。

③ マイク、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するが、それ以外に備品が必要な場合は、各自で用意すること。

8 審査

(1) 審査方法

- ① 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を参考に、別表の審査項目に基づき、審査員（市関係部署の職員）が点数化し、評価点が最も高い参加者を優先交渉権者とする。
- ② 最高得点者が2者以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多い参加者を優先交渉権者とする。
- ③ 評価の対象となる参加者が1者の場合、一定の評価点（審査員一人当たり平均120点以上）を得、なお本事業を実施し得る能力があると判断した場合に、当該参加者を優先交渉権者とする。

(2) その他

- ① 審査は非公開とする。
- ② 選考結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、安中市と協議を行い、見積もり徴取のうえ、契約締結の手続きを行うものとする。

なお、詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行い決定するため、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

また、辞退その他の理由により、契約締結予定日（令和6年度内を予定）までに優先交渉権者と契約締結できない場合は、次点優先交渉権者と契約の交渉を行い、これを契約者とする場合がある。

10 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、参加者及び優先交渉権者の資格を取り消すものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査員の協議において失格であると認めた場合

1 1 注意事項

- (1) 指定した様式、書式及び方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 提出期限以降の提出物の追加、差替え及び再提出はできない。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 安中市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は参加者に帰属するが、参加者は安中市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書及びその他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本事業における選定を目的とするものであり、この目的以外には一切使用しない。ただし、安中市は、企画提案書について、事前に参加者の許可を得たうえで、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 提出書類等の作成や質問に用いる言語は、日本語とし、使用する通貨は日本円とする。
- (10) 安中市は、本事業に参加を表明した者及び企画提案書を提出したものの商号・名称並びに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提出された書類は、安中市情報公開条例（平成18年安中市条例第18号）に基づく開示請求があった場合に、同条例に基づく範囲内で公開する場合がある。
- (12) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことができる。この場合において、本プロポーザルに要した費用を安中市に請求することはできない。

1 2 担当窓口

部 署 名：安中市議会事務局（担当：中澤、岡田）

郵便番号：〒379-0192

住 所：群馬県安中市安中1丁目23番13号

電 話：027-382-1111（内線：1349、1353）

電子メール：gikai@city.annaka.lg.jp